旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年３月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ジェーシーヒア株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5894号　④ジェーシーヒア株式会社　東京都江東区青海二丁目４番32号タイム24ビル　代表取締役　周碧　⑤本社営業所　東京都江東区青海二丁目４番32号　⑥平成19年３月27日　⑦平成28年２月17日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①株式会社長野レジャープランニング　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－44号　④株式会社長野レジャープランニング　長野市箱清水三丁目31番２号　代表取締役　中村廣光　⑤本社営業所　長野市箱清水三丁目31番２号　⑥昭和32年８月21日　⑦平成28年２月９日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社むらやま観光　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－471号　④有限会社むらやま観光　浜松市西区志都呂町300番地の57　清算人　村山仲由　⑤本社営業所　浜松市西区志都呂町300番地の57　⑥平成13年５月15日　⑦平成28年１月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社インターナショナルトラベル　②第２種旅行業　③青森県知事登録旅行業第２－90号　④株式会社インターナショナルトラベル　むつ市田名部町９番５号　代表取締役　山元春子　⑤本社営業所　むつ市田名部町９番５号　⑥平成３年５月７日　⑦平成28年２月４日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ジェイ・エイチ・アール　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2139号　④株式会社ジェイ・エイチ・アール　大阪市北区南森町二丁目１番20号　代表取締役　薮英昭　⑤本店営業所　大阪市北区南森町二丁目１番20号　⑥平成13年８月22日　⑦平成28年１月15日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①平田観光株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－57号　④平田観光株式会社　石垣市美崎町１番地　代表取締役　奥平まゆみ　⑤本社営業所　石垣市美崎町１番地　⑥昭和58年６月８日　⑦平成25年９月13日　⑧300万円　⑨1500万円

Ａ　①株式会社銀河計画（ワープツアー）　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2525号　④株式会社銀河計画　大阪市北区兎我野町15番13号　代表取締役　久能令司　⑤本社営業所　大阪市北区兎我野町15番13号　⑥平成21年10月６日　⑦平成27年12月１日　⑧220万円　⑨1,586,500円

Ｂ　①株式会社出羽庄内地域デザイン　②第２種旅行業　③山形県知事登録旅行業第２－268号　④株式会社出羽庄内地域デザイン　鶴岡市山王町８番15号　代表取締役　小林好雄　⑤本社営業所　鶴岡市山王町８番15号　⑥平成22年７月26日　⑦平成27年５月25日　山形県知事登録旅行業第地域－268号　⑧200万円　⑨1100万円

Ｂ　①有限会社エムズコーポレーション　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－879号　④有限会社エムズコーポレーション　川口市芝富士一丁目３番16号　取締役　村田暁　⑤本社営業所　川口市芝富士一丁目３番16号　⑥平成13年４月19日　⑦平成28年２月17日　埼玉県知事登録旅行業第３－879号　⑧160万円　⑨1100万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年３月 11 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日建ホーム世田谷店株式会社　②東京都知事(1)91566　③代表取締役　横山秀和　④東京都世田谷区梅丘１丁目23番７号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都世田谷区梅丘１丁目23番７号　日建ホーム世田谷店株式会社　代表取締役　横山秀和

①佐藤商事株式会社　②東京都知事(12)21026　③代表取締役　永瀬哲郎　④東京都千代田区丸の内１丁目８番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内１丁目８番１号　佐藤商事株式会社　代表取締役　永瀬哲郎